

お 知 ら せ

東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する措置について

大東銀行

今回の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当行は今回の地震による被害者の皆様に対し、以下の措置を講じますのでお知らせします。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人が確認できる資料をお持ちいただければお取引店舗にて10万円まで払戻しに応じます。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて対応します。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。また、これを担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に応じます。
5. 災害時における手形の不渡処分について配慮します。
6. 汚れた紙幣の引換えに応じます。
7. 国債を紛失した場合の相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、貸出の迅速化、金利の優遇、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
9. 休日営業又は平常時間外の営業に関しては、次のとおりです。
 - 3月12日（土）原則12時～15時
 - 3月13日（日）原則9時～15時
 - 3月14日（月）～3月18日（金）原則9時～17時* 融資に関するご相談にも応じます。